

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業  
基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	項目等	修正前	修正後
1	4	10		事業契約不調の場合の処理	<p>本市と事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第6条第5項から第7項まで及び第12条に規定する金額を本市が請求する場合を除き、その事由のいかんを問わず、市及び事業予定者の責めに帰すべき事由なくして本事業契約の締結に至らなかった場合、本基本協定に別段の定めがない限り、本市及び事業予定者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用は、各自がそれぞれ負担するものとする。この場合において、本市及び事業予定者は、第6条第5項から第7項までに規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係が生じないものとする。</p> <p>ただし、市の責に帰すべき事由により不調になった場合、優先交渉権者決定後に事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用は合理的な範囲で市が負担する。</p> <p>また、事業予定者の責に帰すべき事由により不調になった場合、市が本事業の準備に関して支出した費用は事業予定者が負担する。</p>	<p>本市と事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第6条第5項から第7項まで及び第12条に規定する金額を本市が請求する場合を除き、その事由のいかんを問わず、市及び事業予定者の責めに帰すべき事由なくして本事業契約の締結に至らなかった場合、本基本協定に別段の定めがない限り、本市及び事業予定者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用は、各自がそれぞれ負担するものとする。この場合において、本市及び事業予定者は、第6条第5項から第7項までに規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係が生じないものとする。</p> <p>ただし、市の責に帰すべき事由により不調になった場合、優先交渉権者決定後に事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用は合理的な範囲で市が負担する。</p> <p>また、事業予定者の責に帰すべき事由により不調になった場合、優先交渉権者決定後に市が本事業の準備に関して支出した費用は事業予定者が負担する。</p>